

2019年11月11日

愛知県知事 大村 秀章 様

日本共産党愛知県委員会
委員長 岩中 正巳

2020年度（令和2年度）愛知県予算編成に関する要望書

日々の活動に敬意を表します。

過日開催された国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」の「表現の不自由展・その後」をめぐる事態に、県は憲法21条が保障する「表現の自由」「検閲の禁止」の立場で対処し、展示が再開されました。これは、表現の自由の保障と「あいちトリエンナーレ」の発展を求める県民の世論と運動に応えるものです。文部科学省・文化庁による補助金不支給決定は、国家権力による事実上の検閲です。不当な不支給決定を撤回させる共同の取り組みをすすめてまいりましょう。

いま、安倍政権の悪政によって県民の暮らし、地域経済、平和がおびやかれています。景気悪化のもとでの消費税10%増税の強行、医療・介護の負担増・給付削減、公立病院・公的病院の再編統合、年金削減など社会保障のさらなる改悪、農業に大打撃となる日米貿易協定、気候変動のもとでの台風被害の甚大化や巨大地震のおそれ、県営名古屋空港を使用するF35戦闘機の試験飛行とアジア太平洋地域の整備拠点化などに県民の不安が高まっています。

本年7月に県が実施した県民世論調査で、「望ましい県の姿」の第1位は「必要なときに医療・介護を受けることができる地域」（65.3%）、第2位は「大規模地震や風水害への対策がすすんだ安全な地域」（52.2%）でした。一方、「空港や高速道路など全国・世界と結ぶ交通条件の優れた地域」（8.8%）は10位にとどまりました。

県民多数は、医療・介護と災害対策の充実という安心・安全の地域づくりを求めています。「リア・インパクトを生かし、世界に発信する『中京大都市圏』づくり」を至上命題とする現県政の政策には見直しが必要です。

日本共産党は、県民多数の意向をふまえ、愛知県政につぎの転換を求めます。

第1は、国の悪政の“防波堤”になり、医療、介護、福祉、子育て、教育など暮らし最優先に転換することです。

第2は、大型開発依存やカジノ誘致でなく、中小企業、農林漁業など地域の力を生かす産業振興、地域の活性化をはかる政策に転換することです。

第3は、防災と被災者支援の抜本的強化、原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換です。

第4は、個人の尊厳とジェンダー平等——差別や分断をなくし、誰もが自分らしく生きられる社会の実現です。

第5は、戦争する国づくりを許さず、憲法9条と愛知「平和県」宣言を守り生かすことです。

日本共産党愛知県委員会は、こうした立場から、2020年度（令和2年度）愛知県予算の編成において県民の切実な願いを集約した下記の事項の実施を強く要望します。

【要望事項の柱】

- (1) 「国保料（税）の大幅引き下げ」「介護保険料と後期高齢者保険料の引き下げ」「特養ホームなど介護施設の大幅増」「福祉医療制度の拡充」など、全国最低水準の福祉から高水準の福祉施策へ転換する
- (2) 「認可保育所の大幅増設」「保育料を大幅に引き下げる」「第3子保育料無料の所得制限の廃止」など、豊かな成長を保障する保育を拡充する
- (3) 35人以下学級の拡大など、教育条件の整備・充実をはかる
- (4) 8時間働けば普通に暮らせる社会をつくるため、ブラックな職場をなくし、若者の支援の強化、最低賃金どこでも1500円をめざす
- (5) 障害者権利条約、「基本合意」「骨格提言」にもとづいた障害者施策を実現して障害者（児）の負担を軽減し、生活と権利を守る
- (6) 差別や分断をなくし、誰もが尊厳をもって自分らしく生きられる社会をつくり、女性が生きいき力を発揮できるジェンダー平等社会にする
- (7) 大企業優先、企業誘致型の産業構造から転換し、中小企業・地場産業、農林漁業を元気にして、雇用と消費を増やし、内発型・循環型で地域経済を活性化する
- (8) 医師不足を解決し、安心して医療が受けられるように医療体制を充実する
- (9) 暮らしやすいように住環境を整備する
- (10) 南海トラフ巨大地震、津波や巨大台風などの風水害に備える防災・減災対策を強化する
- (11) 原発ゼロを宣言し、再生可能エネルギーに転換し、持続可能な環境をつくる
- (12) リニア中央新幹線、カジノ、設楽ダム、中部空港第二滑走路など、浪費型の大型開発をやめる
- (13) 文化・スポーツ施策を充実する
- (14) 憲法と地方自治を行政に生かし、国際交流を広げる平和施策をすすめる

【具体的な要望事項】

(1) 「国保料（税）の大幅引き下げ」「介護保険料と後期高齢者保険料の引き下げ」「特養ホームなど介護施設の大幅増」「福祉医療制度の拡充」など、全国最低水準の福祉から高水準の福祉施策へ転換する

1. 消費税を5%に戻すことを求めるとともに、消費税増税を口実とした、公営施設の使用料、利用料、水道料金など公共料金の引き上げを中止すること。
2. 全国知事会が提案しているように、1兆円の公費負担を行ない、国保税(料)を大幅に引き下げられるよう国に働きかけること。
3. 市町村国保への県の単独補助金復活と2015年度から拡充されている国の保険者支援制度をさらに充実させ、保険料（税）を大幅に引き下げよう市町村に働きかけること。
4. 市町村の自主決定権を尊重し、「県単位化」された国民健康保険については、市町村が、地域住民と身近な関係のなか、一般会計からの法定外繰り入れ、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保険事業等地域の事情に添った事業を行えるようにすること。
5. 介護保険と後期高齢者医療の保険料をそれぞれ引き下げられるよう、財政支援を行うこと。介護保険の保険料及び利用者負担軽減制度を創設するとともに、後期高齢者医療の保険料軽減の特例措置は継続すること。
6. 特別養護老人ホームの定員を4年間で2万人増やす緊急増設計画をつくること。小規模多機能施設など、施設・居住系サービスを大幅に増やすこと。
7. 介護労働者の賃金を大幅に引き上げるとともに、1人夜勤など介護施設の労働条件を早期に改善すること。
8. 福祉医療制度の見直し縮小はやめ、各市町村で入・通院とも18才まで医療費の無料を実現できるように、県の子ども医療制度を入通院ともに中学卒業まで拡大すること。
9. 安心して子どもを産み育てられる環境をつくるために、出産前後の妊産婦にたいする健診と医療費助成制度を県として行なうこと。
10. 不妊治療への助成の充実をはかること。
11. 聴覚は生きていく上で大切な五感の一つです。「加齢性難聴者の補聴器購入補助制度」を設けること。
12. 「孤立死」や「介護心中」などを生まない相談体制の充実をはかること。
13. 障害者手当、障害児福祉手当、在宅重度障害者手当を増額すること。

14. 後期高齢者医療制度を即時廃止するよう国に強く要望するとともに、75歳以上の高齢者は入・通院とも無料にすること。
15. 国の生活保護基準引き下げや、「親族扶養義務強化」などの生活保護法改悪に反対し、夏季加算の支給を求めること。
16. 生活保護受給者は保証人がいなくても県営住宅に入居できるようにすること。

(2) 「認可保育所の大幅増設」「保育料を大幅に引き下げる」「第3子保育料無料の所得制限の廃止」など、豊かな成長を保障する保育を拡充する

1. 認可保育所の大幅増設をする。安易な公立保育所の民間移譲や指定管理者制度による民営化などを行わないよう各市町村に対し指導すること。小規模保育や家庭的保育など施設形態の違いによって、保育に格差が生じないようにすること。
2. 国へ補助額の増額を求めるとともに、保育への県補助を思い切って増額し、各市町村の保育料を大幅に引き下げる。また、2013年度から導入した第三子保育料無料化事業の所得制限を廃止し全ての第三子を無料とすること。
3. 子どもを産み育てながら、働き続けられる社会的条件としての保育所不足の解消、学童保育の拡充、保育料の引き下げ、学童保育料の引き下げをはかること。学童保育を増設し、待機児童ゼロと大規模化の是正を行なうこと。
4. 保育の無償化にあたっては、給食も保育の一環であることから給食費も無償化とするよう、国に求めるとともに、無償化をすすめる市町村への財政支援を行なうこと。
5. 痛ましい虐待などを防ぐために、児童福祉司、児童心理司、保健師の増員をはかり、児童相談所の体制を充実すること。
6. 子育て世帯のための公的住宅建設や家賃補助を行うこと。
7. 「子どもの貧困」については、実効性のある対策を実施すること。放課後の「子ども食堂」「無料塾」など子どもの居場所確保対策を拡充すること。

(3) 35人以下学級の拡大など、教育条件の整備・充実をはかる

1. 就学援助制度の所得基準を生活保護世帯の1.4倍以上の基準にし、必要とする人が利用しやすい制度にすること。
2. 義務教育での学校給食の無償化をはかり、小学校、中学校、高校での教育活動に不可欠な授業料以外の教材費、修学旅行費、部活振興費など学校納付金を無料にするなどして、教育に係る保護者負担を軽減すること。
3. 小学校・中学校の35人以下学級を早期に実現し、そのためにも小中校の正規教員を増員すること。臨時教員の正規化を図るとともに、労働条件を改善すること。

4. 教員の多忙化解消のため、授業の持ち時間数の上限を定めること。外部講師の委託など部活動の負担軽減を行うこと。教員の勤務時間の正確な記録管理を行うこと。
5. いじめや不登校などに対応するスクールカウンセラーの配置を拡充するとともに、「子どもの貧困」に福祉の立場から対応するスクールソーシャルワーカーの全小中学校・高校への配置を計画的に進めること。
6. 深刻な特別支援学校のマンモス状態を解消するため、早急に増設し、教員を増やすこと。地域に密着した特別支援学校を整備すること。スクールバスを増車すること。
7. 県内の高校生・大学生に対する給付制奨学金制度と奨学金返還支援制度を創設し、誰もが安心して学べる環境をつくること。また、返済についての相談窓口設置などサポート体制を確立すること。
8. 高等学校等就学支援金の支給にかかわる所得制限を廃止し、全ての生徒の授業料を無償にすること。この制度説明書の外国語（複数）翻訳版を発行し、支援金の需給漏れがないようにすること。
9. 私立高校の学費無償化をめざして、入学納付金補助、経常費補助など私学助成の拡充をはかること。
10. 県立高校で空調未設置の教室等へ空調設置を行うこと。PTAが負担している空調リース代と電気料金を公費負担とすること。
11. 定時制高校の廃止を中止すること。
12. 学校の教室への暑さ指数計の設置を進めるとともに、熱中症事故防止対策のマニュアルを実態に合ったものに改訂すること。
13. 児童自立支援施設（愛知学園）が本来の役割が十分に果たせるよう、ふさわしい対策を引き続き行うこと。
14. 小中学校の普通教室へのエアコン設置を急ぐとともに、体育館への整備をすすめること。

(4) 8時間働けば普通に暮らせる社会をつくるため、ブラックな職場をなくし、若者の支援の強化、最低賃金どこでも1500円をめざす

1. 違法行為やパワハラをすすめる「ブラック企業」の情報を公開して、労働条件等の是正をすすめる「ブラック企業規制条例」（仮称）を策定すること。
2. 就職案内に正確な労働条件、過去の労働違反の経歴、離職率の状況を示すこと。
3. ブラック職場、ブラックバイトの解消をめざし、働くものの権利や法的知識の若者へ

の普及、相談窓口やサポートセンターの拡充を行うこと。「働くルールのリーフレットをさらに拡充すること。

4. ILO 条約を批准できる水準の、ハラスメントの禁止を法整備の中で明確に行なうように国に求めること。県として、被害の救済、防止対策を強化すること。
5. 首切りや賃金の不払い、法律違反の駆け込み寺として、労働相談情報センターを設置し、強化すること。
6. 県内の財界・大企業に対して、内部留保を活用して、正規雇用の拡大、賃金引上げを強力に働きかけること。
7. 正社員ゼロ社会へ道を開く派遣法に反対すること。また、企業に対し、生涯派遣非正規労働者の拡大ではなく、正規雇用の拡大を働き掛けること。
8. 最低賃金を時給 1500 円以上に引き上げ、賃上げする中小企業への助成を行い、中小企業の労働条件改善を促進するため、大企業や銀行、資産家が拠出する「中小企業労働条件改善基金」（仮称）を創設すること。また、県の臨時・非常勤職員等非正規職員の時給をただちに 1500 円以上にすること。
9. 公契約条例の内容を充実し、「官製ワーキングプア」を一掃するなど公務に係る労働者の労働条件を大幅に改善すること。
10. 教員や保育士、消防職員、救急隊員など教育・保育・福祉・医療・防災など公的な分野で職員を増やし、新たな雇用を創出すること。
11. ハローワークの地方移管・民営化に反対すること。
12. 県として学生の就職支援の相談窓口を拡充し、就活、転職、再スタートのため、無料の公共職業訓練と就職先開拓、あっせん、カウンセリングをセットで行い、就職先が決まるまででいねいな支援を行うなど、若者の就労支援の取り組みを強めること。
13. 若者への家賃補助などの支援を行うこと。

(5) 障害者権利条約、「基本合意」「骨格提言」にもとづいた障害者施策を実現して障害者（児）の負担を軽減し、生活と権利を守る

1. 必要な支援を受けながら障害者がのぞむ場でらせるよう、基盤整備をすすめること。
2. 必要なときに身近な地域で、療育を受けられるよう、通所施設の整備を行うこと。
3. 保護者の子育てやレスパイトを保障するための、障害児のショートステイやホームヘルプに対応できる施設・事業所を増やすこと。
4. 障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にすること。

5. 特別支援学校の新設をさらにすすめるとともに異常な過大・過密化を解消すること。
6. 障害者雇用の法定雇用率の厳守を企業に働きかけるとともに中小企業への補助制度を創設・拡充すること。県職員の障害者雇用率を高めること。
7. 65歳以上の障害者について「介護保険を優先」することなく障害者福祉サービスを打ち切らないこと。
8. 身体障害者手帳の交付が適切に受けられるよう、国の基準に基づく医師の適切な診断の徹底や診療報酬の改定、医師不足の解消など、必要な措置を講ずること。
9. 交通や建物などのバリアフリー化をすすめること。交差点での音響信号装置、エスコートゾーンの拡充をはかること。
10. タクシー利用補助制度を新設すること。精神障害者の交通運賃割引制度を拡充すること。

(6) 差別や分断をなくし、誰もが尊厳をもって自分らしく生きられる社会をつくり、女性が生きいき力を発揮できるジェンダー平等社会にする

1. 憲法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、県男女共同参画推進条例などに基づき、職場、地域、学校、家庭など、あらゆる場でジェンダー平等を推進すること。
2. 妊娠・出産、育児休業利用に関する嫌がらせなどのハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられたことを踏まえて、こうした規定を守るように、企業に働きかけること。
3. 県の各種審議機関委員、幹部職員、あらゆる政策決定、意思決定の場に男女同数を目指し、女性比率を引き上げていくこと。
4. DV、性犯罪、ストーカーなどの被害防止に努めるとともに被害者への支援を充実すること。そのために、性暴力被害者支援のワンストップ支援センターを東三河などに増設すること。
5. 「一人で悩んでいませんか？」と題した相談窓口やワンストップ支援センターの案内を書いたカードを増刷し、助けを求められる場所があることを周知していく取り組みを継続すること。
6. 男女平等と女性の地位向上のため県政が積極的役割を果たす。職場での男女差別に対する企業責任を明確化し、県条例に罰則規定を設けること。

7. LGBTQなど性的マイノリティの人権を擁護し、文化や嗜好、価値観の多様性を尊重すること。
8. 同性パートナーシップ制度を創設すること
9. 所得税法56条を廃止して、妻など家族従業者の働き分を正當に評価し、必要経費と認められるよう国に求めること。

(7) 大企業優先、企業誘致型の産業構造から転換し、中小企業・地場産業、農林漁業を元気にして、雇用と消費を増やし、内発型・循環型で地域経済を活性化する

1. 大企業優先、企業誘致型の規制緩和をすすめる「戦略特区」「総合特区」と決別し、誘致補助金を抜本的に見直して、県の中小企業対策予算を倍増すること。
2. 「特区地域」における不動産取得税の免除制度を廃止すること。
3. 再生可能エネルギー活用を県下に広め、再生可能エネルギーを活用した産業に、地元企業や市民が積極的に参加できる仕組みや公的支援を行い、雇用を増やし、街づくりをすすめること。
4. 住宅リフォーム助成制度を創設すること。商店版リフォーム助成やグループ補助金、創業応援資金など中小業者向けの補助金制度を実施すること。県営住宅新設・立替えを緊急に行うなど生活密着型の公共事業を推進し、地域経済を活性化すること。
5. 工場賃貸料、水道光熱費（特に工業用電力料金）リース代など、下請製造業の固定費補助制度をつくること。
6. 『愛知県地方税滞納整理機構』は解散させ、市町村で丁寧な納税相談に応じ、納税者の状況をふまえた納税事務を行うこと。
7. 日本の農業に壊滅的な打撃を与えるTPP11、日欧EPAの締結に反対するとともに、県独自で農民、林業従事者、漁民への価格保障、所得補償を創設、充実すること。1次産業に従事する若者の支援を充実すること。
8. 豚コレラのワクチン接種による養豚・加工・流通業者への影響を抑えるとともに豚コレラ被害農家の救済・養豚再開への支援を強めること。
9. 都市農業や中山間地産業支援を強化すること。
10. 地域の再投資を促す、信金、信組など地域金融機関や協同組合金融のいっそうの活性化を行うこと。そのために、中小企業団体、市民団体、有識者などから構成する「地域金融活性化委員会」（仮称）を県に設置すること。

11. 各自治体の「地域創生事業」が、真に地域の活性化と均等の発展に寄与するよう支援するとともに、その「成果」を加味する地方交付税の配分に反対すること。

(8) 医師不足を解決し、安心して医療が受けられるように医療体制を充実する

1. 「医療から介護、入院・施設から地域・在宅」に変える愛知県地域保健医療計画の強引な押し付けを医療介護機関に行わないこと。
2. 医師確保を図り、県内の公立病院を充実させること。とくに精神医療や障害児・者医療、へき地医療などの分野に公的責任をもって対応すること。
3. 小児科・産婦人科の充実をはかり、救急車や救急隊員を増やし救急体制を強化すること。
4. 県として看護師確保計画を作成し、公立の看護専門学校の増設、定員増など看護師不足の打開をはかること。
5. 保健師を増員し、保健所機能を強化して、予防医療の充実をはかること。
6. 検診への支援を行い、必要なワクチン接種の無料化を支援すること。
7. 県として、生活難で医療費の支払いが困難な人に対し、社会福祉法に基づく無料低額診療事業を実施、推進すること。
8. 病院で、「他に空いていない」との理由で差額ベッドをすすめられた際に、差額ベッド代を支払わなくてもよいとの厚生労働省通知の趣旨を病院に徹底すること。
9. 県の看護修学資金の貸付制度を復活するとともに、内容を改善すること。

(9) 暮しやすいように住環境等を整備する

1. 名古屋駅一極集中の都市改造事業は中止し、それぞれの地域の実情に応じた基盤整備を行うこと。
2. 老朽化が激しく、いきいきとした住環境になっていない県営住宅の建て替え事業や長寿命化事業を緊急に進めること。ベランダ修繕などを一気に実施できるように、県営住宅修繕費を倍加すること。
3. 民法改正に伴う賃貸住宅標準契約書の改定に基づき県営住宅についても、「畳表の取り換え、障子紙、ふすま紙の張り替え、給水栓、排水栓、LED照明の取り換え」を県として行うこと。また、玄関ドアの塗装塗替えなど公費による修繕区分を増やすこと。
4. 地域巡回バス等を県が市町村に対して支援し、住民の暮らしの足を充実すること。

5. 施設、歩道、公共交通などのバリアフリー化を早急を実現すること。また、鉄道駅のホームドア設置を促進すること。
6. 生活道路の安全対策、環境整備を強化すること。
7. 危険な鉄道踏み切りの改良は、国や鉄道事業者任せにせず県が率先して推進すること。
8. 空き交番等を解消し、地域の安全を強めること。
9. 買い物弱者支援と商店街振興を同時にすすめる取り組みを支援し強化すること。
10. 食の安全をはかるために、食品検査員の配置などチェック体制を強化すること。
11. 消費生活相談センターの拡充、担い手の増員など消費者生活相談の体制を強化する。

(10) 南海トラフ巨大地震、津波や巨大台風などの風水害に備える防災・減災対策を強化する

1. 地球温暖化による風水害の防止策を強化すること。また、木曾川・庄内川・矢作川・豊川など国管理河川の整備計画の見直しと堤防整備率の早期達成を国に求めること。
2. 指定した津波災害警戒区域では津波避難施設の整備、避難訓練の実施、堤防・水門・護岸の耐震性強化などを早急にすすめること。
3. ゼロメートル地帯では地震・津波対策に加え、高潮・浸水対策の具体化を急ぐこと。市町村間の調整をはかり事前の広域避難についても検討をすすめること。
4. 中小河川の堤防のかさ上げや耐震化を促進するとともに水位計や監視カメラを増設すること。バックウォーター現象や内水氾濫につながる危険箇所を調査し、必要な対策をとること。
5. 土砂災害危険地域では警戒区域等の指定を急ぎ、土砂崩れ対策、砂防堰堤の整備、ため池対策などを促進すること。大規模盛土造成地への対策を具体化すること。
6. 石油コンビナートや臨海工業地帯では消防力の広域的確保に加え、護岸の側方流動対策や地盤の液状化対策などを立地企業とともに具体化すること。
7. ライフラインの確保に事業者と共に取り組むこと。停電被害の防止と早期復旧のために電気事業者と連携し必要な対策を立てること。水道事業の公共性を堅持し、断水の予防と復旧への備えを強めること。
8. 住宅の耐震化、家具の固定化、ブロック塀の撤去などの耐震対策を急ぐこと。
9. ブルーシートなど必要な災害対策物資の備蓄をすすめること。

10. 災害関連死をなくすことを目標に、避難所においてTKB(T=清潔なトイレ、K=キッチン・温かい食事の提供、B=床面より高いベッド)の確保など、人間らしい生活が守られる水準の整備と運営の基準を設け、市町村を支援すること。避難所運営には必ず女性の参画をはかること。
11. 福祉避難所を増設すること。福祉避難所になる施設に対して、人の配置や設備備品、備蓄物資の確保など必要な支援を行うこと。避難所における福祉スペースの確保とバリアフリー化の進捗状況をつかみ促進すること。
12. 仮設住宅は、プレハブを前提とせず、県産材を活用した木造仮設住宅の建設をすすめること。みなし仮設住宅を確保するために関連業界とも必要な協定を結び、被災者に速やかに提供できるようにすること。
13. 半壊や一部損壊住宅、床上浸水住宅も対象とする被災者住宅再建支援制度を独自に設けること。

(11) 原発ゼロを宣言し、再生可能エネルギーに転換し、持続可能な環境をつくる

1. 原発の再稼働や輸出ではなく、原発ゼロを目指すよう国に働きかけること。とくに、震源域にある浜岡原発については、廃炉とするよう中部電力に働きかけること。福井の原発群の廃炉を関西電力に求めること。
2. 温暖化防止の世界的枠組みである「パリ協定」を実効あるものとするよう国に働きかけるとともに、県政にも生かすこと。石炭火力をなくすため、地球温暖化を加速する石炭火力計画の中止を求めるとともに、温室効果ガス削減目標の引き上げを国に求めること。県の温室効果ガス削減目標は国の目標を大幅に上回るようにすること。
3. 太陽光、地熱、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーを「地域固有の資源」と認識し、地域経済や雇用にも大きく寄与する媒体として、積極的にその利用を推進すること。
4. 住宅の太陽光パネル設置の初期費用ゼロに向けて、無利子の融資制度をつくること。
5. 太陽光パネルなど再生可能エネルギーの乱開発については環境への影響を考慮した規制・防止をはかること。
6. 里山、汐川干潟、六条潟の保全、きれいで魚が豊かに育つ伊勢湾・三河湾をとりもどすために、貧酸素水塊の解消など水質改善・再生をすすめ、都市の緑地化をすすめるなど愛知の自然環境を守ること。
7. 実効ある自動車排ガス対策をとって、大気汚染の改善を進める。PM2.5の削減のために発生源別に具体的な対策を進めること。

(12) リニア中央新幹線、カジノ、設楽ダム、中部空港第二滑走路など、浪費型の大型開発をやめる

1. 国民的な要望も経済的社会的な要請もなく、いびつな国土形成につながり、エネルギー浪費、環境破壊、健康被害などが指摘されているリニア中央新幹線は中止を求めること。
2. 発生残土が集中する場所での運搬車両が通行する沿線の環境評価や残土の含有物質の調査などをきちんと行わせること。予期せぬ地盤の陥没や不同沈下に対処できるようにJR東海に工事前の物件調査を求めること。
3. 設楽ダム建設は、治水・利水などが構想時の状況とは大きく異なり、正当な計画ではないので、中止すること。
4. 中部国際空港の第二滑走路計画、木曾川水系連絡導水路計画など無駄で自然環境を破壊する大型開発は中止すること。
5. 伊勢湾口道路や西知多道路など高規格道路は、生活重視、環境保全の面から中止を含め抜本的に見直すこと。
6. 名古屋港の大深度航路の建設計画、不必要なバルク型港湾計画を抜本的に見直すこと。
7. カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致を行わないこと。そのベースとなるMICE計画は撤回すること。
8. ジブリパークについては、建設ありきで進めるのではなく、その将来構想や県民への負担なども含めて総合的に判断できる材料を県民に示して、県民合意の上で進めること。

(13) 文化・スポーツ施策を充実する

1. 文化・スポーツを県民の権利として位置づけ、文化・スポーツ予算を抜本的に増やすこと。また、図書館など文化・スポーツ施設の統廃合は見直しをはかること。県の施設を低料金で県民の声を生かした使いやすいものにする。
2. 文化・スポーツ団体への支援を拡充すること。
3. 第20回アジア競技大会は、県民が心から歓迎できるよう、県民への丁寧な説明や意見の聴取、簡素で身近なスポーツ振興、世界の平和友好に役立つ大会にすること。また、大会開催を大規模事業の推進の口実にしないこと。跡地利用についても、福祉の向上に役立つよう地元住民とも相談して対応すること。
4. 県の施設等での文化芸術等の展示については、憲法21条に基づく表現の自由が守られ

るようにすること。

5. 県体育館の新設については、地域住民への十分な説明をはじめ県民合意をもとに進めるとともに必要最低限の予算で建設すること。

(14) 憲法と地方自治を行政に生かし、国際交流を広げる平和施策をすすめる

1. 政府に対し、憲法違反の戦争法（安保法制）の廃止、集団的自衛権容認の閣議決定の撤回を求めること。
2. ヒロシマ・ナガサキの被爆者が国際社会に訴える「核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）」に知事は率先して応じること。
3. 憲法9条を基本にすえ、県民の財産である港湾や空港の平和利用を追求すること。県営名古屋空港を県民のための空港として充実させること。
4. 自衛隊の基地機能強化反対・基地撤去や、海外派兵、MV22 オスプレイの配備中止を求めること。小牧基地の米軍機F35広域整備拠点の指定に反対すること。航空宇宙産業が、軍事産業支援や軍事転用につながらないようにすること。
5. 自衛隊の市街地訓練や中学校の体験入隊の中止を求めること。
6. 政府が進めようとする「スマート自治体」や「圏域マネジメント」などに反対するとともに、市町村の自主性が発揮されるよう積極的に援助すること。
7. 住民の意向を無視した合併後の学校、保育園、児童館などの公共施設の統廃合を止めさせること。
8. 利益確保のために財界が求める道州制とこれにつながる中京都構想はやめること。
9. 住民との対話・懇談会を各地域で行い、県民の生の声を県政に生かすとともに、財界や大企業には社会的責任（CSR）を積極的に果たさせること。
10. 「広域連携」を口実にした消防リストラなど自治体リストラをやめ、住民の福祉に直結する職員を増やすこと。